

平成 25 年 第 3 回 農業委員会総会

日 時 平成 25 年 3 月 26 日 (火) 午後 3 時
場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1 番	伊保智栄美	2 番	宮里良淳
				5 番	山城 学	6 番	具志堅繁光
7 番	稲福ツヤ子	8 番	大城茂治			10 番	大城仁輝
11 番	亀甲康榮	12 番	金城哲男	13 番	賀数宏	14 番	伊敷 幸栄
15 番	金城 勲			17 番	玉城盛雄	18 番	新垣芳隆
19 番	大城竹信	20 番	国吉真昭	21 番	大保新幸		

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

14 番 伊敷 幸栄 15 番 金城 勲

【議事日程】

日程第 1 議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 12 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 14 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5 議案第 15 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
その他

事務局

みなさんこんにちは。今日は3番の上原委員、4番の大城委員、9番上原委員、16番仲西委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の出席がありますので総会は成立といたします。それでは会長の方かあら宜しくをお願いします。

会長

みなさんこんにちは。安倍総理が3月にTPPへの参加表明ということで、お互い農業に携わる者としては大変ショックでありました。沖縄の砂糖も含まれているようなので本当に大丈夫なのかという不安もありますが、いずれにせよ私達は反対だという音で県の農業会議と共に戦ってまいりたいとおもいます。それから、3月21日には県の常任会議がありまして糸満からは5件の案件が決定されました。3月22日に南部地区会長会臨時総会がありました。県の総会にちなんで11時からありましたが、会長が南風原町、副会長が南城市で3月までです。議案が5件ありました。すべて議案通り決定されております。それから件の定例総会がありまして1号議案から6号議案までありましたがこちらもすべて議案通り決定をされております。それでは総会を始めたいと思います。本日の議事録署名人14番伊敷幸栄委員、15番金城勲委員となっております。宜しくお願いします。次回調査は10番大城仁輝委員、11番亀甲幸栄委員、12番金城哲男委員となっております。それでは本日の議事日程、日程第1議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、日程第2議案第12号農地方第1項の規定による許可申請について、日程第3議案第13号農地法第5条のきていによる許可申請について、日程第4議案第14号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、日程第5議案第15号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、となっております。それでは事務局からの説明の後、委員の皆さんのご意見ご質問等宜しくお願いします。それでは事務局、説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。ご説明の前に1ヶ所だけ訂正部分がありますので資料の方の修正をお願いします。

(訂正部分を読み上げ)

それでは議案第11号から説明をしていきたいと思います。なお、すべての許可申請につきましては下限面積等クリアしているということになります。2ページをお開きください。農地法第3条第1項に係る許可申請です。17件ございます。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

はい。それでは委員の皆さんからのご意見ご質問ありましたら宜しくお願いします。

委員

はい。6 番についてですがこの方は下限面積満たしの為に他の何件かも関連していると思うのですが、そういう方法ではなく、何か他に方法はないですか。また相続の場合も下限面積は必要ですか。

事務局

糸満の場合は 4,000 m²以上の下限面積がありますので、下限面積を満たしていないと贈与等が受けられません。それをクリアするために今回の用に使用貸借を活用していくしか方法はないです。また相続の場合は下限面積は必要はありませんが、法定相続人全員分の同意書は必要になります。

委員

分かりました。ありがとうございました。

会長

はい。それでは他に何かございませんか。ないようであれば議案第 11 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは議案第 11 号につきましては議案通り決定いたし

ます。続きまして議案第 12 号にまいります。まずは事務局からの説明を宜しく願います。

事務局

はい。それでは議案書通りご説明してまいりたいと思います。7 ページをお開きください。農地法第 4 条第 1 項に係る許可申請で 3 件ございます。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

はい。それでは本日の調査員のみなさんのご意見を宜しく願います。

委員

みなさんこんにちは。今日は、9 番の上原さんが欠席ということでしたので 7 番稲福、8 番大城で調査へ行ってきました。

まずは 9 ページの航空写真をお開きください。申請地は写真のとおり喜屋武の広場から 150m ほど入っていきましてその住宅街の中にありました。ここは特に問題はないんじゃないかとみています。続きまして 11 ページの航空写真をお開きください。小波蔵の申請地になりますが、小波蔵公民館の近くにありまして申請地の東隣は申請者の実家もあります。すぐ隣には小波蔵の集落もあります。ここも特に問題はないんじゃないかとみています。3 件目ですが 13 ページをお開きください。ここは 3 年ほど前までゆいバスの駐車場だったようです。今はゆいバスは移転していますが、1587 m²のうち 800 m²を貸店舗としてりようしたいという申請です。県道 330 号線に隣接しており周りにもたくさん建物もありますし近くにはサンエーや丸大もあるので特に問題はないんじゃないかとみています。委員のみなさんのご意見を宜しく願います。それから、4 件目になりますが、ここも兼城ハイツの住宅街の方に申請地がありますが、ここも特に問題はないかと見ています。委員のみなさんのご意見宜しく願います。

会長

それでは、現場調査員からの見解が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問等よろしくおねがいします。

会長

なにかございませんか。ないようであれば議案第 13 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは続きまして議案第 14 号にうつりたいとおもいます。事務局からの説明の後、みなさんのご意見ご質問宜しく願います。それでは事務局の方から説明の方宜しく願います。

事務局

はい、それでは 24 ページをお開きください。農地移動適正化斡旋事業によるあつせん委員の指名についてです。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

はい、それでは委員の皆さんになにかご意見ご質問はありませんか。ないようであれば議案第 14 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それでは議案第 15 号にうつりたいと思います。事務局から説明をよろしく願います。

事務局

はい、それではご説明いたしますので 26 ページをお開きください。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

はい、では事務局からの説明が終わりましたので委員の皆さん、なにかご意見等ありませんか。ないようであれば、議案第 15 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それではこれをもちまして本日の総会は終了になります。お疲れ様でした。

議事録署名人

14 番 伊敷 幸栄

15 番 金城 勲